

令和8年3月16日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 蛋白001
- (2) 調達件名 超微量分子量分布測定装置 英国レフェイン社製 TwoMP レンタル 一式
- (3) 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-2
国立大学法人大阪大学蛋白質研究所研究支援係
電話 06-6879-8596
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和8年3月24日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

(一般事項)

1. レンタル物品の表示：超微量分子量分布測定装置 英国レフェイン社製 TwoMP 一式
2. レンタル期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 契約事項：国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。
4. 代金の支払：請負料金は毎月支払うものとし、賃借人が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(仕様詳細)

1. 賃貸人は本仕様書に基づき、レンタル業務を行うものとする。
2. 納入場所は国立大学法人大阪大学蛋白質研究所とする。
3. 物品の搬入、据付、調整は、賃貸人の負担とする。
4. 契約期間満了又は解約による物品の撤去費用については本契約に含めない。
5. 請求書は、毎月の業務終了後、速やかに国立大学法人大阪大学蛋白質研究所研究支援係へ提出するものとする。
6. 賃貸人は、業務上知り得た機密事項を一切他に漏洩してはならない。
7. その他詳細については、賃借人と賃貸人とが協議のうえ実施するものとする。

見 積 書

調達番号：蛋白001

調達件名：超微量分子量分布測定装置 英国レフェイン社製 TwoMP レンタル 一式

見 積 金 額 (月額) 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

レンタル契約書（案）

レンタル物品の表示 超微量分子量分布測定装置 英国レフェイン社製 TwoMP 一式
（内訳は別紙のとおり）

レンタル料金 月額金 円也（うち消費税及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、レンタル料金の110分の10を乗じて得た額である。

賃借人 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所 所長 栗栖 源嗣（以下「甲」という。）と貸貸人（以下「乙」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記のレンタル料金で、次の条項によりレンタル契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は甲に対し物品を賃貸し、甲はこれを借り受けるものとする。
- 第2条 物品は国立大学法人大阪大学蛋白質研究所に納入するものとする。
- 第3条 物品のレンタル期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 2 甲は、自己の都合により、レンタル期間満了前に本契約を解約するときは、原則として解約しようとする日の2ヶ月前までに、文書によって乙に通知するものとする。
- 第4条 納品書及び請求書は、国立大学法人大阪大学蛋白質研究所研究支援係に送付すべきものとする。
- 第5条 レンタル料金は、毎月支払うものとし、甲が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第6条 レンタル期間に1ヶ月未満の端数が生じたとき、又は乙の責に帰すべき理由により装置等を使用できない期間があったときは、当該月のレンタル料金は、次式により算出した額とする。
- $$\frac{\text{月額レンタル料金}}{\text{当該月の暦日数}} \times \text{当該月のレンタル日数} = \text{当該月のレンタル料金}$$
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 物品の保守、修理及び点検等の費用は甲が負担するものとする。物品の搬入、据付及び調整費用は、レンタル料金に含まれるものとする。
- 第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙との間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方各1通を所持するものとする。

令和 8年 月 日

甲 吹田市山田丘3番2号
国立大学法人大阪大学 蛋白質研究所
所長 栗栖 源嗣

乙